

1. 議事日程（令和7年第2回北広島町議会定例会）

令和7年6月20日
午前10時開議
於 議場

日程第1	議案第49号	工事請負契約の締結について (北広島町立大朝小学校体育館・大朝学校給食共同調理場解体工事)
日程第2	議案第35号	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第3	議案第36号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第37号	北広島町芸北運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第38号	北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第39号	北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第40号	北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第41号	北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第42号	芸北オークガーデン設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第43号	北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
日程第11	議案第45号	財産の取得について (高規格救急自動車)
日程第12	議案第46号	工事請負契約の締結について (消防救急デジタル無線部分改修工事)
日程第13	審査報告	予算審査特別委員会の審査報告
日程第14	議案第47号	令和7年度北広島町一般会計補正予算（第1号）
追加日程 第1	発議第4号	議案第47号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議
日程第15	議案第48号	令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第49号	工事請負契約の締結について (北広島町立大朝小学校体育館・大朝学校給食共同調理場解体工事)
日程第17	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第18	陳情審査	陳情第5号 要望書
日程第19	陳情審査	陳情第11号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出の陳情
日程第20	発議第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	亀岡 純一	2番	宮本 裕之	3番	坂本 伸次
4番	石坪 隆雄	5番	佐々木 正之	6番	伊藤 淳
7番	中村 忍	8番	沼田 真路	9番	伊藤 立真
10番	泉田 晓彦	11番	敷本 弘美	12番	湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畠田正法	芸北支所長	村竹明治
大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明	危機管理課長	川手秀則
総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治	管財課長	高下雅史
まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香	町民保健課長	迫井一深
福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成	環境生活課長	出廣美穂
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎	建設課長	藤井尚志
消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二	会計管理者	大畠紹子

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前 10時 00分 開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（湊俊文） おはようございます。本議会における服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。本定例会も本日が最終日となりました。本日は各議案について審議、採決を行います。質疑及び答弁は要件のみ簡潔に行ってください。また発言を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言してください。採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願ひをしておきます。皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の4ページをお願いします。議案第49号、工事請負契約の締結につ

いて説明します。本案は、北広島町立大朝小学校体育館・大朝学校給食共同調理場解体工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案第49号、工事請負契約の締結について教育課からご説明いたします。追加議案集4ページをお願いいたします。1、工事名、北広島町立大朝小学校体育館・大朝学校給食共同調理場解体工事。2、工事場所、北広島町大朝4676番地1ほか。3、工期議会の議決があった日の翌日から令和8年3月31日まで。4、請負金額、8073万7800円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額733万9800円。5、請負者、広島県山県郡北広島町有田3413番地、株式会社ジール、代表取締役、薮茂樹。提案の理由です。令和7年5月27日に一般競争入札の告示、6月18日に開札を行い、2社の応札がありました。6月19日に仮契約を締結しております。工事内容は、老朽化が著しく現在使用していない大朝小学校体育館及び令和6年7月末で供用廃止した大朝学校給食共同調理場の解体工事を実施するものです。工事の執行に当たりましては、児童の安全確保を第一に作業工程を実施することとしており、既に執行中の校舎改修工事と工程や安全管理などの調整を図りながら、円滑な工事実施に努めてまいります。解体工事完了後は、これまでなかった学校駐車場として利用することで来校者の利便性が向上するとともに、学校敷地としての有効活用を図ることとしております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第35号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第35号、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第35号、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第36号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第36号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第37号 北広島町芸北運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第37号、北広島町芸北運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 10番、泉田です。この37号の条例だけではないんですけど、改正前、改正後の利用料ですね。これが異常に私としてはちょっと非常に高いんじゃないかという気がしております。提案理由につきましても社会情勢による物価上昇に伴いというだけのことであって、一体どれだけの町民がどれだけの利用をしておるのかということと、それと今後、こんなに値上がりするんだったら、もう使わんよといって利用控えが発生するんじゃないかという懸念がうかがわれます。この点についてどういうふうな考えをお持ちなのか聞かせてください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まず、町民の利用人数と料金につきましては、すみません、現在ちょっと手元に資料を用意しておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。このたびの料金改定の上程の理由でございますが、こちらは、まず参考にしておりますのが、総務省発表の2020年消費者物価指数というのが5年ごとにやられると思いますが、2020年度を100として考えますと、2025が111.5ということで、11.5%上がっております。今後もまだまだ物価高騰が予想されますので、これ以降の施設全てそうですが、今2割増ということでご提案をさせていただいておるところでございます。燃料費等ご承知のように上がっておりますので、この料金を上げさせていただくことは、利用料がどういった感じで影響するか分かりませんが、やむを得ないのかなというふうに事務局としては感じております。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） それと先ほど言いましたように利用控えが発生するんじゃないかという危惧があるんですけど、それとともにこの全体の理由、ガソリン代が上がったよ、あれが上がったよ、これが上がったよと。分かるんです。そんなものは。みんな知っています。ですが、これはやはり公共の施設で皆さんのがせめてストレス発散したり心を癒したりする場所です。例えばサークルとか、あるいはクラブとかを結成されて利用されるとの方々も随分とおられます。ゲートボールもそうです。それがやはりこれだけ値段が上がると、わしやっぱりええわというよう

なことになって、どんどん波及していくんじゃないかという心配があるんですよ。その点はどうのようにお考えでしようか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まず料金でございますが、このたび上程させていただきました部分は、きちっと数字を決めるものではなく、何円以内ということにさせていただいております。その理由といいますのが、先ほど議員もおっしゃいましたが、いきなり金額が上がると利用どうしようかなというふうにお考えになる方もいらっしゃると思いますので、その最大料金を設定させていただいておりますが、そちらで状況等を見ながら、指定管理者と料金が設定できるようにということで上程をさせていただいておりますので、なるべく利用していただくように広報等には引き続き努めてまいろうと思いますが、そういった趣旨で設定をさせていただいておりますので、利用者の皆様にも大変ちょっと心苦しいんですが、ご理解を賜り、利用していただければというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 果たして町民の皆さんがこれを見て理解するかどうかというのは甚だ疑問です。以内ということなんで、その以内を最大限活用していただいて、現行据置きとかいう、何年間は据え置くよとか、いろんな方策があると思うんですけど、そういったお考えはないでしょうか。それと質問3回ということですから、もうできませんのでしませんけど、ぜひともやはり町民の皆さんそのための施設、公の施設ということを忘れないでいただきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 今、議員のほうからご提案いただきましたことも十分に考えながら、それはいっても施設を維持していく上で最低限必要なものもございますので、ご意見として頂戴して、指定管理者と協議をしながら考えていかさせていただければと思います。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。まずは、アマチュアスポーツとそれ以外の違いを確認します。もう1点が先ほどの同僚議員からもありました利用料に関してですけども、以前の公共施設の利用料、大幅に全体的に改定をした際は近隣の類似施設を参考にしたという説明があったと思っております。今回そういうことをされたのかということをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 近隣の類似施設を参考にされたかということでございますが、基本においておるのは、現行の料金を基本に、先ほども説明をさせていただきましたが、消費者物価指数等を考慮して検討して上程をさせていただいているものでございます。すみません、アマチュアスポーツとの違いということでしたか。申し訳ありません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） まずは、先ほどの1点目がアマチュアスポーツに使用する場合とアマチュアスポーツ以外に使用する場合で利用料が違います。この違いちょっと私は具体例がすぐ出てこなかったのでお聞きしたのが1点目です。もう1点、利用料に関してなんですけども、実際20%を想定しているんですけども、10円単位の金額がなくなつて100円単位に全て切り替わっているようにお見受けいたしました。その点ちょっと確認を、ものによっては200%の

料金になっているものもありましたので、その点を、以内という金額ではあります、その点の確認をいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まず、アマチュアスポーツとアマチュアスポーツ以外という部分でございますが、アマチュアスポーツ以外というのは、明確にはすみません、ちょっとお答えが難しいんですが、どこかの団体に登録とかいう部分も出てまいろうかと思いますので、ちょっと確認をさせてください。あと料金でございますが、先ほど、説明がちょっと足りませんでしたが、20%を基準にということで上限額を定めさせていただいておりますが、10円単位は切り上げております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） スポーツのほうは後ほどで構いません。切上げということでは理解をしました。先ほど同僚議員のほうの質問にもかぶるんですけども、以内としているけども、実際の利用料は協議をするということなんですけども、2割増、先ほどの切上げの部分とかがありますので、2割増を想定に今後上げていくのかどうか、実際の利用料がどの程度になるのかなというのを今想定されているものがあればお聞きしたいです。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 先ほども答弁させていただきましたが、以内という設定にしておりますので、実際の利用等を考えながら指定管理者と一緒に考えていくべきだと思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。泉田さんの一番最初の質問で、後ほどという。確認が要りますね。暫時休憩取ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前 10時 21分 休憩

午前 10時 26分 再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（湊俊文） 再開します。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 昨年度の利用人数は現在確認はできましたが、料金につきましては、すみません、まだ確認できておりません。利用人数につきましては、芸北が1万8102人、大朝が1万6098人、千代田が4万9082人、豊平が6万9673人でございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第37号、北広島町芸北運動公園設置及び管

理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第38号 北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第38号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。今回、こっちの条例のほうでいきますと、もとの条例からなんですけども、何円から何円までというのが何円から何円以内という表記に変わってるんですけども、これ何円以内だけでよかつたんじゃないのかなと思います。最低限の利用料を決めている理由をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 他施設がどうなってるか確認はしておりませんが、このたび上程をさせていただいた施設につきましては、以内ということで統一をさせていただいているところでございます。最低限の理由は、すみません、ちょっと確認してみないと分かりません。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって議案第38号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第39号 北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第39号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって議案第39号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第40号 北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第40号、北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第40号、北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第41号 北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第41号、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。利用時間のことについてお伺いをしたいと思いますが、午前9時から午後10時までというのを午前9時から午後9時までということで1時間少なくなっていますけども、利用の状況として、午後9時頃まで終わる方が多いのか、あるいはなぜそのようにしたのかが1点。2点目は、この1時間の利用時間が少なくなることによって指定管理料、それらのところの変更等があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まず、利用時間1時間早めた理由でございますが、利用実態等指定管理者とも確認をさせていただきまして、そちらで、もう9時以降は利用実態がほぼないということをお聞きしておりますので、それによる時間変更、上程をさせていただいておるところでございます。指定管理料につきましては、変更は今のところ考えておりません。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第41号、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第42号 芸北オークガーデン設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第42号、芸北オークガーデン設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。先ほどのにもちょっとかぶるんですけども、今回のこの条例は、何々から何までが、以内ではなく、何々までということで、かつ単位ですね。幼児、小

学生、大人の料金も含めて何々までということで一気に変わっておりますので、最低限の利用料を取つ払って、以内ではなく、までにした。言葉の問題ではありますけども、その理由をちょっと、統一しなかった理由が何かあるのであればと思って、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 条例改正で定めております上限額の理由、根拠でございますけれども、他の町内の宿泊研修施設を参考に、あるいはそれと公平性を取るようにということで設定をさせていただいております。同類のアザレア千代田あるいはグリーンヒルおおあさにつきましては、1人1万円以内とか8000円以内ということで、既に条例のほうを制定させていただいておりますので、その辺りと整合取りつつ、このたびの改正案を提案させていただいております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第42号、芸北オークガーデン設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第43号 北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第43号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。63ページのところに陸上養殖推進事業ということが書いてありますけども、どんな計画があるのか分かれば教えてください。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 今回、過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、まず、水産業がこの計画の中にございませんでしたので、それを計画の中に入れさせていただいております。その中で事業設定しないといけないということで、陸上養殖事業、養殖推進事業（仮称）という形で入れさせていただいております。まだ検討段階の話で、まだ何も申し上げることはできないんですけども、基本的には食に関する近年の社会課題の解決であるとか、安心・安全、安定的な確保・供給というようなところと、そういったものと本町の特産品というところで何か事業ができないかということで、まだ検討中の段階でございます。実現するかどうかまだ確定ではないんですが、過疎対策事業、いわゆる過疎地域の持続的発展という趣旨から、事業として事業化を、事業化というか、計画上の事業ということで追加をさせていただくというものでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第43号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第45号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第45号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第45号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第46号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 予算審査特別委員会の審査報告

○議長（湊俊文） 日程第13、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号及び議案第48号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号の補正予算関係2議案については、予算審査特別委員会へ審査を付託しております。その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会、中村委員長。

○予算審査特別委員長（中村忍） 令和7年6月20日 北広島町議会議長湊俊文様。予算審査特別委員会委員長中村忍。令和7年度北広島町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の予算審査特別委員会の審査報告書。1、審査対象 議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号、議案第48号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号。2、審査期間 令和7年6月6日から6月16日までの間2日間。3、審査方法 令和7年第2回北

広島町議会定例会開会の6月5日に令和7年度北広島町補正予算関係2議案の予算審査を行うために予算審査特別委員会が設置され、予算審査の付託を受けた。よって特別委員会を6月6日、16日に招集し、6日は執行者等の出席を求めて、各会計の予算説明を受けた。その後、16日に質疑と慎重審査を行い、最後に特別委員会として採決を行った。4、審査報告 付託を受けた令和7年度北広島町補正予算関係2議案については、原案可決と決定した。5、審査意見。令和7年度当初予算は、箕野町政4期目の初年度の予算編成となる。一般会計予算は151億円の骨格予算に今回の肉づけ予算等の6月補正額3億5500万円を追加して、総額154億5500万円となり、前年度当初に比べ8500万円、率にして0.5%の減となっている。6月補正の歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの国庫支出金1億3163万1000円、県営事業負担金、流域治水対策事業、基金積立金などの事業に係る町債1億2820万円、選挙費などの県支出金351万6000円が計上されている。また財政調整基金等を取り崩し、4270万1000円の繰入れを行う予定としている。歳出では、定額減税補足給付金不足額給付4500万円、介護施設等物価高騰対策支援金2200万円、飼料等価格高騰対策支援金1800万円、保育施設等物価高騰対策支援金349万8000円、どんぐり荘等施設整備工事請負費1782万円、伝統芸能活性化事業委託料4300万円、過疎地域持続的発展基金8910万円等が計上されている。本特別委員会の中では、各委員から多岐にわたり多くの質疑がなされた。一般会計歳入では、定額減税減収補填特例交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金、財政調整基金繰入金について。歳出では、地域エネルギー会社運営事業補助金、宝くじコミュニティ助成事業補助金、子ども第三の居場所管理運営事業、畜産振興対策事業、県営ほ場整備町負担金、どんぐり荘運営事業、伝統芸能活性化事業、道路改良事業、ふるさと夢プロジェクト事業などについて質疑があった。特に伝統芸能活性化事業委託料については、6人の委員から事業実施の目的や事業効果、海外公演の目的や開催国選定の経過など様々な角度で多くの質疑が出された。これらの質疑をもとに今後の社会情勢の変化を的確に捉え、本町が有する課題解決に向けて早急かつ着実に取り組んでいただきたい。人口減少と少子化が急速に進む中、危機感を持ち、町長はじめ全職員が一丸となって創意工夫をしながら、適正な事務執行に当たられるとともに、各事業においては地域住民に対して丁寧な説明を行い、住民理解と納得を得ながら取り組んでいくことを強く求めて報告とする。

○議長（湊俊文） これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これをもって予算審査特別委員会の審査報告を終わります。これより補正予算関係2議案について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係2議案について委員長の報告は全て原案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第47号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第14、議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○ 6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。私は、ただいま上程されました議案第47号、一般会計補正予算のうち伝統芸能活性化事業に対し、反対の立場から討論いたします。7款1項3目観光費の観光振興対策事業において、伝統芸能活性化事業委託料4300万円が計上されています。この事業概要には大いに賛同するものであり、神楽やはやし田などの伝統芸能の振興、若者の関与やインバウンドツアーなどの受入れ機能の向上は北広島町にとって必須であると考えます。しかし、以下の3点、神楽の海外公演先がウズベキスタンであること、3年間で約1.6億円かかる事業の中身が不透明で住民理解が得にくいくこと。財源が国の交付金であるがゆえの計画の進め方において、賛成・反対の判断が難しいことから、反対討論を行います。第1に、神楽の公演先がウズベキスタンであることの反対討論の理由です。まず、2500万円かかると説明されたウズベキスタン神楽公演による本町への経済効果が不透明であることです。私の認識では、現在のところ、北広島町全体とウズベキスタンとの関係はほとんどないと思っております。そのような中で、一般財源を入れてまでウズベキスタンでの神楽公演が北広島町の地域経済を大きく潤すでしょうか。確かに昨年には、北広島町内の神楽団がウズベキスタン公演を行っているようで、今は行きやすい公演先と言えると思います。しかし現在、外務省による海外安全ホームページには、ウズベキスタンへの渡航は危険情報が出ており、十分に注意とあります。また、ほかの海外公演先の候補として、北広島町内の住民を考えると、ベトナム、ほかに広島空港から直通便があり民泊などの受入れがある台湾、東京オリンピック前から交流を続けているドミニカ、既に公演を行っているロサンゼルスや過去にも同様に公演先が幾つかございます。そういうふうに多くの縁がある国、候補があります。ウズベキスタンの神楽公演は最適でしょうか。第2に、事業への住民理解です。まず、ウズベキスタンなのかという点は、先ほどの第1に触れたとおり、住民理解という観点では疑問が残ります。その上で事業の進め方です。この事業は、今年度からの3年間の計画として、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金に申請中で、初年度でウズベキスタン神楽公演をやらなければいけないというような形の計画になっております。対して事業の中には神楽振興計画の策定、インバウンドツアーの開発や伝統芸能を体験、鑑賞ができる施設整備、これからの計画があります。計画的に進めたいのであれば、一昨年にロサンゼルス公演を行った北広島町です。昨年度に大まかな概要をつくった上で住民理解を得る、今年度からの交付金で神楽振興計画を策定し、来年度でインバウンドツアーの開発や伝統芸能を体験、鑑賞できる施設整備を行い、最終年度、再来年ですね、3年目の再来年までにしっかりと海外公演先を選定し、3年目で公演をする。そうすれば、海外からのインバウンド効果を北広島町に集約できる。そのように事業を持続的・効果的に進めるべきだと考えます。しかし、このような進め方が既にできない状況にあります。この点は第3で改めて触れます。加えて、事業目的には、主要神楽競演大会のPRや来場者数増加があります。思いだけで言えば、祭りの補助金をさんざん削ってきて、今さら競演大会を盛り上げましょうというのは、祭りを支えてきた人たちを軽視していると私は感じます。3年間で約1.6億かかる事業ですが、このような進め方で多くの住民理解を得ることができるでしょうか。第3に、財源が国の交付金であるがゆえの計画の進め方において、賛成・反対の判断が難しいことです。財源として国の新しい地方経済・生活環境創生交付金が半額あり、現在は既に申請し、協議中とのことでした。しかし、その申請中の計画は協議中のためということで、議会への提示はされませんでした。また、初年度でウズベキスタン神楽公演やらなければいけない事業計画であり、交付金への申請手続上これから公演先の変更は難しいとのことでした。公演先を変更した

場合、今回の交付金では申請を諦め、他の交付金での申請をすることになるが、ほかに使える交付金はなかなかないということです。この事業、神楽を中心とした伝統芸能の活性化は必要です、必須です。海外公演も計画や選定方法がしっかりとていれば必要とも思います。事業の趣旨には大いに賛同しますが、先ほどまでに述べた2点です。神楽の海外公演先がウズベキスタンであること、事業計画に対して住民理解が得にくいことから、もう少し時間をかけるべきと考えます。しかし、今回の事業に対して修正をかけると交付金を得られない可能性が高く、北広島町の伝統芸能の活性化自体が後退することになり、議会全体この事業に賛成せざるを得ないと私は考えました。だからこそ、このような予算可決の状況に対して一石を投じるため反対討論を行いました。議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

- 議長（湊俊文） 次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。9番、伊藤立真議員。
- 9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号について、賛成の立場で討論をいたします。令和7年度6月一般会計補正予算額3億5500万円については、政策的事業、町独自の施策、緊急性・必要性の認められる事業等を実施するため編成したとしています。その内容は、芸北地域における再び場整備事業、子ども第三の居場所開設事業、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業による介護施設、保育施設等に対する対策支援金、畜産農家への飼料等価格高騰対策支援金、地域経済活性化キャッシュレス推進事業、学校給食費の負担軽減対策などが上げられており、さらに脱炭素先行地域選定を受けたことによる取組、また緊急を要した芸北中学校屋根の修繕費も上げられております。中でも、国のおかしい地方経済・生活環境創生交付金を活用した伝統芸能活性化事業については、本町が誇る伝統芸能の活性化や観光を目的地化を推進するとして、今年度から3年間の事業目的に、1、神楽振興計画の策定、2、デジタル情報発信の強化、3、観光客向け体験ツアー開発、4、都市部でのプロモーション展開、5、若者の関与、6、海外公演の実施と国際的な発信強化、7、道の駅受入れ機能向上を掲げ取り組むとしており、この内容については、予算審査特別委員会をはじめ全員協議会や総務常任委員会、産業建設常任委員会において現段階で明らかになっている詳細について執行部に説明を求め、その内容を把握しているところです。令和7年度6月一般会計補正予算は、児童生徒や各地域住民に直接関わる内容のものであり、直ちに取り組まねばならない事業、施策は確実に進められなければなりません。計画どおりに着実に事業が進められているかなど、常に緊張感を持って予算執行がされるよう申し添え、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。
- 8番（沼田真路） 議長。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 8番、沼田真路でございます。議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号に対する附帯決議を付する動議を提出いたします。緊急を要するものと思われますので、直ちに日程に追加し、議題としていただきたい旨お願いいたします。
- 議長（湊俊文） 暫時休憩を取ります。11時15分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 05分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。8番、沼田議員から地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項のとおり、議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号に対する附帯決議を付する動議がありました。この動議は1名以上の賛成者がありますので成立しました。お諮りします。発議第4号、議案第47号 令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題に付することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号、議案第47号 令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第4号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議

○議長（湊俊文） 追加日程第1、発議第4号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号に対する附帯決議を議題とします。附帯決議の説明を求めます。8番、沼田議員。

○8番（沼田真路） 8番、沼田真路です。令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号に対する附帯決議を提出いたします。発議第4号、令和7年6月20日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員沼田真路。賛成者、北広島町議会議員坂本伸次、同石坪隆雄、同泉田暁彦。議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号に対する附帯決議。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号に対する附帯決議（案）。このたびの議案第47号、令和7年度一般会計補正予算第1号中、7款1項3目観光費の観光振興対策事業において、伝統芸能活性化事業委託料4300万円が計上されている。本事業は、本町が誇る伝統芸能である神楽や花田植を核とし、伝統芸能の活性化や観光目的地化を目指す取組で、今年度から3年間の継続事業であり、地域の観光交流施設、関係団体、若者などを巻き込み実施される事業であることから、その趣旨に一定の理解を示し、本案に賛成し、可決した。ただし予算審査特別委員会での質疑にもあったように、海外公演先がウズベキスタンを前提とした新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請の協議が進んでいるが、事業効果や本事業に対する住民理解に加えて、外務省が示すウズベキスタンの危険情報がレベル1であることなどが懸念する点として上げられる。よって、伝統芸能活性化事業を執行するに当たっては、下記の事項について十分に留意して取り組まれるよう強く求めるものである。記

1、ウズベキスタンにおける神楽公演について、住民理解の観点から、事業内容や目的、期待される効果などについて、町民への丁寧かつ十分な説明を行うこと。2、海外公演事業終了後は、公演の実施内容、現地の反応、地域への波及効果、経費の執行状況等について、総合的な効果検証を実施し、その結果を町民に対して速やかに公表すること。3、渡航における危険情報に十分に注意し、事業執行に当たられること。以上決議する。令和7年6月20日、広島県北広島町議会。議員各位の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） これをもって附帯決議の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第4号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号に対する附帯決議は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第48号 令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第48号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第48号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。解体工事で、駐車場に関してですが、駐車場整備の工事において碎石舗装のみ雨水浸透の観点からということで説明がありました。今後アスファルト舗装をするかどうかの確認を利用者の使いやすさの観点から質疑いたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 現時点での舗装の計画はございません。しかしながら、将来的に児童の安全で課題があるとか、そういうことになれば検討課題になるかと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討

論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第49号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第17 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（湊俊文） 日程第17、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、中村委員長。

○総務常任委員長（中村忍） 令和7年6月20日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長中村忍。委員会審査報告をします。令和7年6月5日本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号 陳情第11号、件名、地方財政の充実・強化に関する意見書提出の陳情。審査の結果は採択です。理由です。歳入歳出を的確に見積り、社会保障等の予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出する。以上で審査報告を終わります。

○議長（湊俊文） 産業建設常任委員会、伊藤立真委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤立真） 委員会審査報告を行います。令和7年6月20日、北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤立真。委員会審査報告。令和7年6月5日本会議において、本委員会へ付託された次の事件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、陳情第5号、件名、要望書。審査の結果、採択。理由です。町内の酪農家の経営安定と存続のための要望であり、採択とする。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で常任委員会の審査報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第18 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第18 陳情審査を行います。陳情第5号、要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第5号、要望書を採決します。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第19 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第19 陳情審査を行います。陳情第11号、地方財政の充実・強化に関する意見書提出の陳情を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第11号、地方財政の充実・強化に関する意見書提出の陳情を採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第20 発議第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書（案）の朗読を行います。事務局長。

○議会事務局長（三宅克江） 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。今、地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。このため2026年度政府予算、また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げの基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。記。1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握とともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らないより自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏

在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。4、政府として、減税政策を検討する際は、地方財政を棄損する事がないよう、あらかじめ国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は確実にその補填を行うこと。5、地方創生推進費として確保されている1兆円については現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること、またその一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。6、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続きその財政需要を十分に満たすこと。7、諸手当等の支給水準が国の基準を超えており自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については、依然その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。8、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や、大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加や、マイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。9、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。11、自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和7年6月20日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助)。以上です。

○議長(湊俊文) これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。7番、中村議員。

○7番(中村忍) 発議第3号、令和7年6月20日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員中村忍。賛成者、北広島町議会議員伊藤淳。地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。地方自治体には急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て支援、人口減少下における地域活性化対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて多発化する大規模災害への対応や、新興感染症への備えも求められる中、細やかな地域公共サービスを提供するための人材の確保が必要であり、そのための財源確保が地方自治体では困難な状況に置かれている。このため2026年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、物価高騰への対応も勘案しながら、社会保障等の予算の充実と、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう政府に意見書を提出する。議員各位のご

賛同よろしくお願ひします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。以上で本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

6月5日の開会から本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、ありがとうございました。ご承認いただきました事業を着実に実行することはもとより、これから迎える梅雨時期特有の大雨にも備えてまいります。また、高止まりを続ける物価高騰やアメリカのトランプ関税等により町民の皆さんの生活環境に大きな影響を与える状況はありますが、施政方針に掲げました事業を着実に実現すべく職員一丸となって、よりよいまちづくり、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。梅雨に入り、不安定な天候が続いています。そして、この夏は例年に比べて気温が高くなるという予想がされております。議員、町民の皆様にはご自愛いただき、より一層のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） これで町長の発言を終わります。6月定例会の閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は6月5日から本日まで16日間の会期で開催され、令和7年度一般会計・特別会計予算の補正予算2件、そのほか条例関係議案など町民生活に直結した重要案件が提出されました。改選後の初定例会となり、令和7年度事業を決定する大事な議会において熱い議論が行われました。各議員におかれましては、これら議案に対し、終始熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出された意見、発議について特に用いられ、町政を推進されますよう強く要望いたします。梅雨に入りました。大雨等による災害が発生しないことを切に願うものです。また、猛暑も予想されます。議員各位及び町執行部におかれましては、くれぐれもご自愛の上、本町発展のため、ますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。これをもって、令和7年第2回北広島町議会定例会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前 11時47分 閉会

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～